

保存期間：10年

資料	2-3
----	-----

国際課税への取組

平成19年度の税制改正に関する答申(抄)

平成18年12月1日
政府税制調査会

II 1. (5) 国際課税

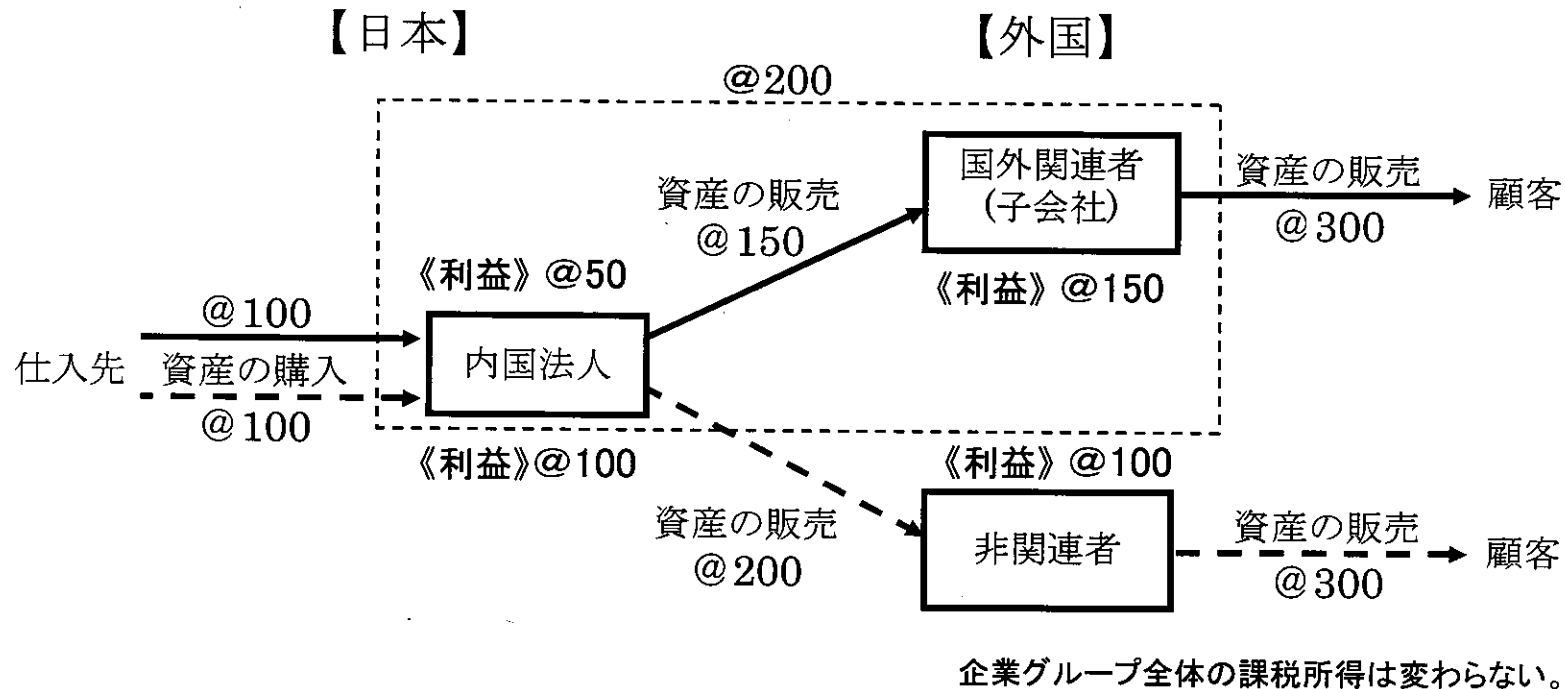
移転価格税制は、国際的な取引が関連者間で行われる際に、取引相手国との協議を通じた調整を含め、両国における適切な課税を確保するための制度である。近年、企業活動の国際化の進展を背景に、課税件数・金額が増加しており、国際的な二重課税による企業負担の問題が指摘されている。

本税制については、グローバルに活動する企業の予測可能性を一層高める環境を整備するため、適用基準の明確化を引き続き推進するとともに、手続の改善や相互協議体制の強化を進めて事前確認制度の迅速化を図るべきである。

さらに、移転価格税制の特質にかんがみ、二国間の協議で合意が得られるまでの間、二重課税に伴う負担を軽減するため、納税を猶予する制度を導入すべきである。

移転価格税制の仕組み

- (1) 移転価格税制は、国外の関連企業(国外関連者)との取引を通じた海外への所得の流出を防止し、適正な国際課税の実現を図る観点から、昭和61年度税制改正で導入。主要先進国をはじめ中国、韓国等40ヶ国以上で導入。
- (2) 国外関連者との取引価格が第三者間の取引価格(独立企業間価格)と異なることにより、我が国の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして所得を計算し課税する制度。



移転価格課税の状況

(件・億円)

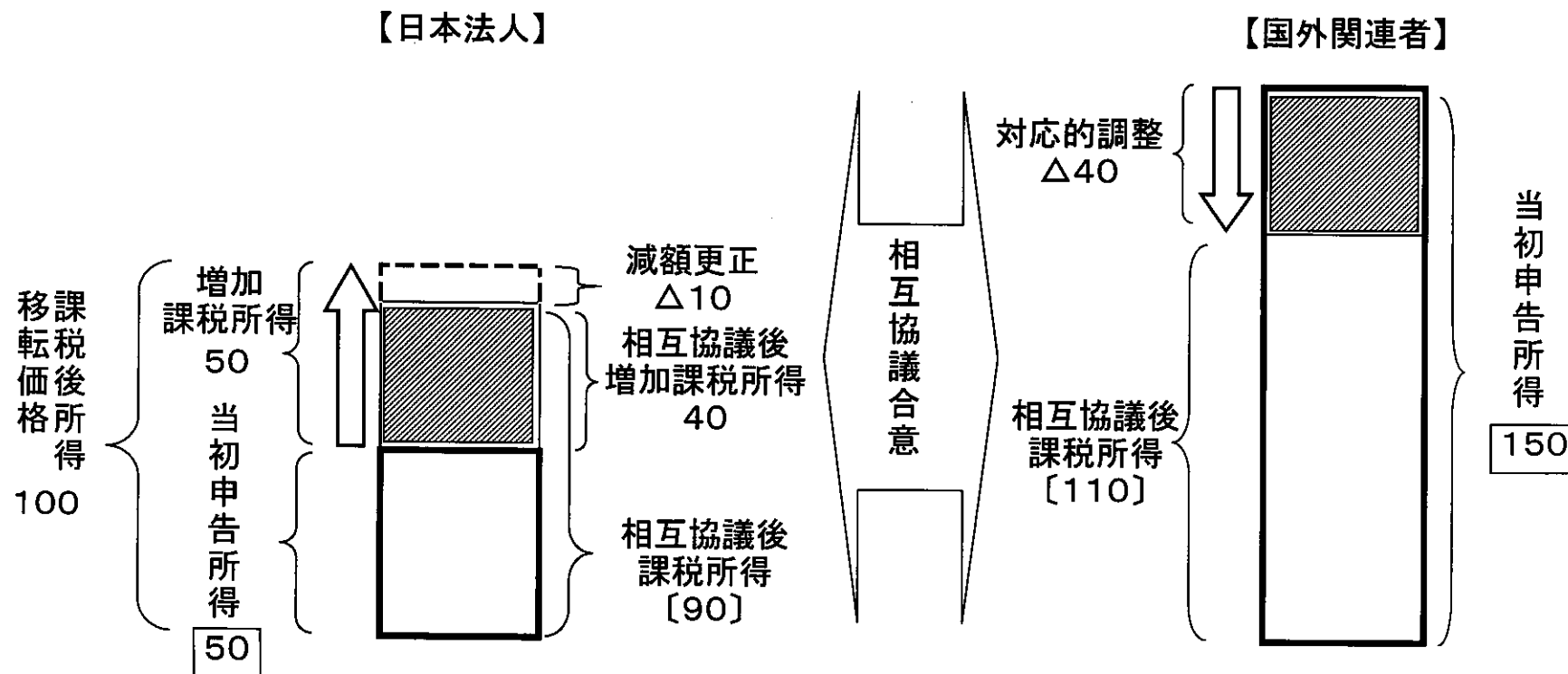
	平13	平14	平15	平16	平17
課税件数	43	62	62	82	119
課税所得金額	857	725	758	2,168	2,836

(注)事務年度(7月から翌年6月まで。以下同じ。)

相互協議 —二重課税の排除—

(1) 二重課税を排除するため、租税条約に基づく相互協議を通じて両国の課税所得そのものを調整する枠組を用意。

(2) 相互協議を通じた調整



執行基準の明確化

関係法令に基づき、移転価格税制に関する法令解釈通達や事務運営指針の整備・改正、また、その公表。

移転価格税制に関する明確化の取組

平成12年	法令解釈通達の移転価格税制に関する部分を改正・公表
平成13年	事務運営指針を策定・公表
平成14年	親会社から子会社への役務提供の取扱いを明確化
平成16年	新たな算定方法(取引単位営業利益法)の導入(税制改正)に伴い、具体的な計算事例を例示
平成17年	連結法人の事前確認に係る手続等を追加
平成18年	調査において検討すべき無形資産を例示

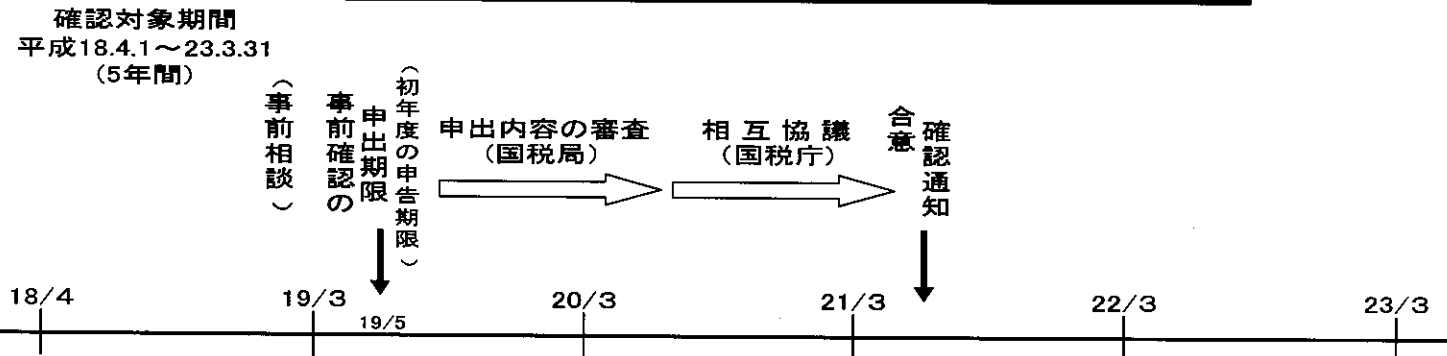
事前確認制度 — 予測可能性の確保 —

事前確認とは、国外の関連企業との取引価格の算定方法について、国税当局に事前に確認を求めることができる制度。(昭和62年に我が国が世界に先駆け導入した施策)

(件)

	平13	平14	平15	平16	平17
申出件数	25	49	65	51	76
処理件数	18	28	28	34	32
繰越件数	85	106	143	160	204

(例)



確認された内容に適合した申告を行っている場合には確認取引は独立企業間価格で行われたものとして取扱う。

(注) 仮に、確定申告の内容が事前確認の内容に適合せず、当該確認対象取引に係る所得が増加する場合には、修正申告書を提出することとなるが、これについては加算税の対象外。

— 事前確認の迅速化 —

(1) 事務の効率化

- ・ 事前確認の利用環境整備
(事前確認の申出の前に国税当局が相談を受ける事前相談の一層の活用)
- ・ 事案の複雑性・重要性に応じたメリハリのある審査を実施
- ・ 定期的な相互協議に加え、臨時的な相互協議を機動的に開催
- ・ アジア諸国等の相互協議において、業種や算定方法等についての議論を通じた相互理解の構築

(2) 執行体制の充実

	(平13)		(平18)
事前確認審査担当者数	15名	→	34名
相互協議担当者数	9名	→	19名

(注)定員ベース

- ### (3) 今後も、処理体制を一層充実させるとともに、事務の効率化や協議相手国との緊密な連携の促進により、処理の迅速化と利用促進に努力

移転価格税制・執行の特徴

グローバル Global(国際的)	● グローバルな税制 国際的なハーモナイゼーション 相互協議を通じた二重課税の排除
フェア Fair(公平)	● 独立企業原則に基づく公平な課税
トランスペアレント Transparent(透明)	● 法令解釈通達等の策定・公表
プレディクタブル Predictable(予測可能)	● 事前確認を申し出ることにより 移転価格課税のリスクを回避